

～議会文書質問通告書と回答について～

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和4年4月19日、柏木 岳議員から那賀町理事者宛に、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月20日回答がありました。

質問内容と回答の要約は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
驚敷地区に給油所を開設するに当たり、町内事業者への説明・運営委託者募集は丁寧に行われたか。	驚敷地区に町長念願の給油所の開設が進められており、公設民営の委託先として特定事業者の名前が総務文教常任委員会で上がったが、受託者募集説明会は開かれないのか。複数の町内給油所経営者からその説明がないとの声が上がっている。指定管理にせよ公共施設の管理を民間委託する際には、公平な対応が欠かせない。早急に受託者募集説明会を開催する検討を行わなければ、指定管理者制度の公募によらない選定を用いることも、特定の事業者と結ぶそれ以外の随意契約を進めることも認められない。 これまでの事業者説明の経緯を含めた顛末を答えよ。

回答内容
現在、驚敷地区で実施予定である令和4年度那賀町SS過疎地対策事業において関連事業費を本年度予算に計上しているが、当該予算の執行については、経済産業省（資源エネルギー庁）からのSS過疎地等における石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援に対する補助に関する要綱・要領等の発出がなされ、公設民営の形態（補助事業の事業主体が自治体となるのか事業者となるのか等の基本方針）が補助要綱・要領等に則しているのか等の内容を含めた確認作業を終えてからとなる。 したがって、これまで当該事業施行に付随する事務作業等を行っておらず、令和2年度に開催された那賀町SS過疎地対策協議会における那賀町SS過疎地対策計画の概要説明を除き、以降の事業内容の説明を町内事業者の方々へ実施するに至っていないのが現状である。 今後、当該事業に係る補助要綱・要領等が発出され確認作業を終えれば、那賀町SS過疎地対策協議会を開催し、事業実施・運営に際しての公設民営の可否を含めて協議を進めるとともに、町内事業者の方々への説明も併せて実施したいと考えている。